

論文審査の結果の要旨

氏名 山 口 薫

1. 論文の概要

本研究は、農村空間における野生動物管理論の実証研究として、「犬を介在した野生サル追い払い活動」という実践的アプローチを精査・分析し、その活動によってもたらされる効果である被害意識の軽減および野生動物との軋轢緩和のメカニズムを明らかにし、その課題を検証することを目的としている。

そのために、農村の野生鳥獣被害の推移と社会的要因に着目し、日本における野生動物管理についての環境社会学的アプローチから3つの研究課題を抽出し各章で検討を加えた上で、結論を導いている。

第1章：序論では、東洋と西洋の自然観・動物観を比較考察し、人と動物との関係性のあり方等を踏まえて、駆除と防除意識に内在する環境倫理思想からの課題を抽出している。さらに、野生動物の保全と保護、農業生産から見た野生動物の位置づけについて、法制度がどのように変遷してきたのかを整理し政策課題を明確にしている。

第2章では、環境倫理思想における動物観についての欧米での流れと法制度を俯瞰し、日本における動物観と法制度、さらに野生動物殲滅の歴史について述べている。その上で保護思想と愛護思想の相違点や、近代市民法における野生動物の法的位置付けから、事例対象物のサルや犬との社会的関係性を示している。

第3章では、野性サル追い払い犬事業に参加している自治体に対して全国悉皆調査を行い、具体的な取り組みの状況を明らかにしている。追い払い犬事業は、犬によって野性サルを本来の住処へ戻すことであるが、その実施にあたっては住民当事者の「犬が好きか嫌いか」といった感情面の対立に配慮することも必要であり、犬を活用したことで生じる地域における問題やその実態、課題も含めて検証している。

第4章では、具体的な住民主体活動の事例として、最多のサル追い払い犬を認定登録している自治体での取り組みを詳細に調査し、開始後の市民意識の変遷を把握している。また、サルは自治体の境界線とは無関係に生息・移動するため、境界を越えた取り組みを実施している自治体でも調査し、2つの市が協力し合ってより一層効果的な対策を行っていることが示されている。

第5章では、一度追い払い犬事業を導入したものの既に中止した自治体と活動が縮小し中止傾向にある自治体を対象として、本事業の中止に至った問題点とその経緯について調査を行っている。中止自治体では、地域住民間の協力体制が構築されておらず飼い主のみへの負担増加という問題が生じていたことを明らかにしている。

第6章では、事例研究から導き出した住民参加型実践的アプローチを提示している。様々な阻害要因を克服しながら持続可能性を持つこの取り組みは、欧米のワイルドライフマネジメントとは異なるアプローチであり、それは軋轢解消に向けた犬の存在意義と緩

和効果によるものであると論じている。

第7章：結論では、本事業による被害意識の軽減、野生動物との軋轢緩和といった多面的効果と、3つの課題を踏まえた結論を述べている。このような地域住民の歴史的、文化的文脈に合った住民参加型実践的アプローチが、コモンズ管理におけるレジティマシー（正当性）の獲得につながる可能性を論じている。

2. 論文の成果

本論文の学術的独自性は、次の4点に要約できる。第一に、犬を用いた野生サル追い払い活動・事業が、効果的かつ多面的であることを実証していることである。この事業が導入されながらも定着しなかった自治体については、その理由を明らかにしており、他の自治体に大いに参考になりうる成果である。第二に、東洋と西洋の自然観の違い、人と動物との関係性の違いを踏まえ、野生動物との関係性における環境倫理思想のあり方を示したことである。第三には、野生動物の保全と保護、農業生産における獣害対策という2つの課題の解決策を提示したことである。そして第四には、野生動物管理の課題として、トップダウン型ではなく住民参加型実践アプローチがニホンザルの管理においては有効であること、そしてそのアプローチが本事業のレジティマシー獲得に有効であることを示したことである。

審査会では、環境倫理思想を取り込んだ新しい枠組みであることについて高い評価が得られた反面、事業評価部分が甘いことなどの課題も指摘された。しかし、野生鳥獣被害対策という重要な課題に環境倫理思想を取り込んで論を展開し、サル追い払い犬の効用を分析・提言した価値は大きいとの結論に至った。

なお本論文の一部は、山路永司との共同研究であるが、論文提出者が主体となって分析および検証を行ったもので、論文提出者の寄与が十分であると判断する。

以上より、審査委員会は全員的一致をもって山口薫氏に博士（国際協力学）の学位を授与することが適当と判断した。 (以上 1,943 字)